

# 令和5年第10回金沢市農業委員会総会

## 議 事 録

- 1 日 時 令和5年10月26日（木）午後3時～午後4時
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室
- 3 議 件 「令和5年第10回金沢市農業委員会総会議案書」  
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり  
(農業委員18名、農地利用最適化推進委員8名、  
事務局3名)
- 5 議 事 別紙のとおり

## 令和5年第10回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

### 農業委員

	委員氏名	出欠
1	中田 久志	○
2	井口 栄市	○
3	東 穰	○
4	東中 守	○
5	新田 涼子	○
6	山口 範子	○
7	二口 和忠	○

	委員氏名	出欠
8	福井 伸一	○
9	田辺 善郎	○
10	松平 裕喜	○
11	庄田 純一	○
12	下村 繁之	○
13	五坊 隆一	×
14	山川 叔枝	○

	委員氏名	出欠
15	奥村 明義	○
16	北本 久一	○
17	鮎岡 裕	○
18	小林 博紀	○
19	川端 満	○

出席 18名

欠席 1名

計 19名

### 農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠
1	山下 一	○
2	高村 雅一	○
3	山岸 良一	○
4	堀越 一彦	○

	委員氏名	出欠
5	北山 新一	○
6	山村 哲夫	○
7	中村 義昭	○
8	菊知 亮	×

	委員氏名	出欠
9	吉本 尚紀	○

出席 8名

欠席 1名

計 9名

### 農業委員会事務局

	氏名・役職
1	朝日事務局長
2	山口事務局次長

	氏名・役職
3	相澤係長

	氏名・役職

計 3名

## 別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、令和5年第10回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	(憲章の唱和)
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会 長	(会長挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ18名であります。よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は8名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、奥村委員と、鮎岡委員を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門に関する議事につきましては、農地小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良いと思われまますがいかがでしょうか。</p>
	(異議なしの声)

会 長	<p>ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。  それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。  川端副会長、議長をお願いします。</p>
川端副会長	<p>円滑な議事の進行に努めたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、お手元の議案書をお開きください。</p> <p>最初に、令和5年第9回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>令和5年第9回総会での議決事項に関する事務処理状況について、ご報告いたします。</p> <p>農地法第3条許可申請1件については、9月27日付けで許可書を交付しております。</p> <p>農地法第4条許可申請1件については、9月28日付けで知事あてに送付し、10月17日付けで許可書が交付されております。</p> <p>農地法第5条許可申請6件のうち、番号1から番号3及び番号6については、9月28日付けで、番号4については10月3日付けで、番号5については10月11日付けで、それぞれ知事あてに送付し、番号1及び番号5については、10月17日付けで許可書が交付されております。</p> <p>なお、番号2から番号4及び番号6については、現時点では許可書は交付されておられません。</p> <p>非農地証明願6件については、9月27日付けで証明書を交付しております。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。</p>

	事務局、これについて説明願います。
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は1ページです。</p> <p>今回、森本地区から2件の申請がありました。</p> <p>番号1は、自家消費を目的に所有権を移転するものです。</p> <p>譲渡人は、近隣の居住者であり、既存の柿を栽培し、主に自家消費するほか、収穫量によっては、直売所等で販売する予定です。</p> <p>番号2は、新規就農のため、所有権を移転するものです。</p> <p>譲渡人は、弁当の宅配業を営んでおり、野菜を栽培し、食材として利用するほか、直売所等で販売する予定です。</p> <p>申請地の現況は全て畑であり、いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上、2件で、面積は合計1,121㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>

事務局	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は2ページです。地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、森本地区から1件の申請がありました。</p> <p>番号1は、所有権の移転を伴う自己住宅への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、住宅等が連たんしている区域に近接する農地で、農地の広がり10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断されますが、申請地周辺の居住者が必要とする施設で集落に接続して設置されるものであることから許可相当であると考えます。</p> <p>なお、現地はすでに住宅用地として使用されているため、所有者より始末書が提出されています。</p> <p>以上、1件で面積は221㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入る前に申請案件について現地調査を行っておりますので、新田委員から調査結果をご報告願います。</p>
新田委員	<p>10月19日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。</p>
川端副会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することが相当であると決定いたします。</p>

	<p>次に、議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は3ページです。</p> <p>今回、額地区から1件の申請がありました。</p> <p>現地の状況につきましては、10月2日に山口委員が、事務局と現地調査を行い、申請地すべてにおいて、申請どおり耕作されていることを確認しております。</p> <p>以上、1件で面積は合計2,154㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり証明することに決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第7号及び報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は4ページから12ページです。</p> <p>届出件数は、第4条が4件で、面積は合計1,163㎡、第5</p>

	<p>条が 25 件で、面積は合計 11,104 m<sup>2</sup>です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありました。この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は 13 ページです。</p> <p>届出件数は 1 件、解約理由は耕作不適地のため、面積は 872 m<sup>2</sup>です。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありました。この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は 14 ページから 18 ページです。</p> <p>届出件数は 5 件で、面積は合計 21,938.24 m<sup>2</sup>、取得事由はいずれも相続で、あっせんの希望はありません。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありました。この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可について、事務局から報告願います。</p>

	ます。
事務局	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可について、ご報告いたします。</p> <p>権利設定に関して、小坂地区及び川北地区で2件あり、面積は合計53,741㎡です。賃借権を設定するもの、使用貸借による権利を設定するものがそれぞれ1件で、契約期間は、いずれも10年です。</p>
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。</p> <p>慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これにて議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>川端副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	(資料に基づき、内容説明)
会 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	それでは最後に、10月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。
各委員	(各委員から報告)
会 長	ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)

会 長	ほかに何かありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。 委員の皆さん、ありがとうございました。
事務局長	井口会長、ありがとうございました。 それでは、最後に、二口副会長に閉会のご挨拶をお願いいたします。
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	二口副会長、どうもありがとうございました。 委員の皆様には、本日はご苦勞様でした。以上で、散会といたします。